

今月のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期、内容変更等になる場合があります。詳しくは、各担当のホームページやお電話にてご確認ください。

児童扶養手当の支給月額改定について

令和5年4月分から支給月額が次のとおり改定されます。

児童	全部支給	一部支給
一人目	43,070円	43,060円～10,160円
	↓	↓
二人目	44,140円	44,130円～10,410円
	↓	↓
三人目	10,170円	10,160円～5,090円
	↓	↓
四人目	10,420円	10,410円～5,210円
	↓	↓
五人目	6,100円	6,090円～3,050円
	↓	↓
六人目	6,250円	6,240円～3,130円
	↓	↓

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問 区保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎6682-9857

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額改定について

令和5年4月分から手当月額が次のとおり改定されます。

対象	改定額
①特別児童扶養手当(1級)	52,400円→53,700円
②特別児童扶養手当(2級)	34,900円→35,760円
③特別障がい者手当	27,300円→27,980円
④障がい児福祉手当	14,850円→15,220円
⑤経過的福祉手当	14,850円→15,220円

- ・①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
- ・③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問 区保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎6682-9857

弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を実施します

無料 要申込

大阪市では、離婚・養育費に関する悩みをお持ちの市民の方々のために、弁護士による専門相談を実施します。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。未成年の子どもがいる父母が、離婚に際して、「養育費の取り決めについて相手が話し合いに応じてくれない」などの悩み事や困り事についての解決方法を知りたい、あるいは、弁護士に依頼するところまでは考えていないけれども、一度話だけ聞いてみたい、といった場合にご利用ください。秘密は厳守いたします。

日 5月9日(火) 14:00～17:00
(相談時間は45分以内)

場 区保健福祉課(福祉) 窓口③番

対 大阪市内にお住まいの方のうち、未成年の子どもがいる父母。(大阪市内にお住まいであれば、どの区にお住まいでもご相談いただけます。)

定 4名(先着順)

申 4月25日(火) 9:00～事前電話予約

問 区保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎6682-9857



詳しくはこちら

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

(1)【後期高齢者医療健康診査】

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」と記載のある封筒にてお送りします。(年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で健康診査を受診することができます。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、右に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ①病院又は診療所に6カ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問合せください。

※事前に受診希望の医療機関等へ実施状況を必ずお問合せください。

※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

(2)【後期高齢者医療歯科健康診査】

4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で歯科健康診査を受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ①病院又は診療所に6カ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

※事前に受診希望の歯科医院等へ実施状況を必ずお問合せください。

(3)【人間ドック費用の一部助成】

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限り)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、いったん費用全額を自己負担していただいた後から、お住まいの区の保険年金業務担当に費用助成を申請してください。

なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

- ① 受診された人間ドックの「領収書」
- ② 検査結果通知書一式(コピー可)
- ③ 後期高齢者医療被保険者証
- ④ 口座情報のわかるもの
- ⑤ 申請書

※申請者以外の口座に振り込む、かつ申請者をご自身で記入されない場合は印鑑が必要です。

※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、お住まいの区の保険年金業務担当にお申し出ください。

問 (1)・(2)について…大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎4790-2031 FAX 4790-2030
月～金曜(祝日を除く)9:00～17:30
(3)について…区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎6682-9956

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

申・問 区保健福祉課(高齢・介護保険) ☎6682-9859

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問 あべの市税事務所 固定資産税グループ
☎4396-2957(土地)、2958(家屋)
(月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00)

・固定資産税(償却資産)について

問 船場法人市税事務所
固定資産税(償却資産)グループ
☎4705-2941(月～金曜9:00～17:30)



詳しくはこちら

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者となる方は、資産のある区を担当する市税事務所で縦覧帳簿を縦覧できます。(資産をお持ちの区の縦覧帳簿に限りです。)

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

日 4月3日(月)～5月1日(月)(土・日・祝日を除く)
(月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00)

問 あべの市税事務所 固定資産税グループ
☎4396-2957(土地)、2958(家屋)
(月～木曜9:00～17:30、金曜9:00～19:00)



詳しくはこちら